

建築士

# おおた

春季号

2009 NO 105



社団法人 大分県建築士会

# CONTENTS

1. 第23回サマーセミナー大分大会開催に向けて	青年部会長 岐部 和久
2. 全国青年委員長会議出席報告	<臼杵支部>板井 佑介
4. 『建築士の集い』への誘い～鹿児島大会(指宿市)～	青年部会長 岐部 和久
5. 連載「福祉と住宅改修」第13回	<津久見支部>大村 正壽
7. 女性部会のPage	<大分支部>伊藤 禎子 <大分支部>中道 了子
12. シリーズ 登録文化財 No.26 隈まちづくりセンター黎明館	<日田支部>櫻木弘三郎
13. インフォメーション	
～中津支部～	松山 忠幸
～日田支部～	武内 淳一
～宇佐支部～	椛田 康一
～大分支部～	許斐 正勝
17. 会員紹介	<大分支部><高田支部>
19. My Best Book	<中津支部><日田支部><高田支部>
20. MY WORK	<宇佐支部><佐伯支部>
21. おおいた建物発掘隊 -豊後高田市編-	<高田支部>後藤 憲二
22. 行政だより	大分市 都市計画課 大分県 住宅建築課
30. 事務局だより	事務局
31. 新会員紹介	事務局
33. 編集後記	



[ 表紙版画作者 ] 川野和男さん (竹田支部 相談役)

## 第23回サマーセミナー 大分大会開催へ向けて

青年部会長 岐部 和久

サマーセミナーは、大分県建築士会の年間行事の中でも、大変規模の大きな大会として現在に至っています。

1987年(昭和62年)に大分支部の湯布院町で第1回大会をスタートしました。その後、県内各支部で持ち回り開催して、前回の津久見での開催でほぼすべての支部での開催をすることができました。

このサマーセミナーで生まれた建築士同士の交流と、県内をめぐり観ていくことで詳しくなった方も多いものと思います。私が初参加したのは第6回大会(別府支部)で、建築士会へ入会したばかりの頃でした。中でも夜なべ談義は、建築に限らず趣味や気持ちを、先輩後輩・老若男女の垣根無く語れ、この場はすごいと感じ、感動したものです。

### 今回のサマーセミナーは大分・・・

今年の第23回大会で、大分支部での開催は3巡目に入りました。過去の大会では、時代背景をテーマにした物や、自然の中での体験、地域の文化や伝統に触れる事を行う等自由なテーマで開催してきました

た。今回の大分大会は、今までの建築士同士の交流に加えて他団体や市民、学生を巻き込んだのコラボレーション大会にして行く事を目標に進めています。現在、具体的プログラムは決まっていますが、方向として大分県建築士会と日本建築家協会と大分県建設合同労働組合の3団体に市民と学生を加えて、大分市の中心市街地での開催を目指して日々刻々と準備を重ねています。建築士・建築家・職人は建築やまちづくりをする上で切っても切れない関係であり、今回のコラボレーションで市民と一緒に、大分市の中心市街地活性化を盛り上げていくよい機会となるのではと思っています。

### 最後に九州パッションの原型として・・・

サマーセミナーという大会は、九州パッションの原型となった大会です。現在、九州ブロック青年協議会ではパッションと集いのあり方について議論がなされ、より明確な差別化を図ろうとしています。大分から発信するこのサマーセミナーという大会は、今後の九州ブロックでの大会に、またひとつの変化をもたらす時期に来ているのではないかと思います。

今後の詳細については、青年部会ブログにて発信していきますので、是非ごらんになってください。

大分県建築士会青年部会ブログ  
<http://seinenbu09.blog9.fc2.com/>



# 全国青年委員長会議出席報告

臼杵支部 板井 佑介



3月6～7日にかけて、東京建築士会にて日本建築士会連合会主催による、「平成20年度全国青年委員長会議」が開催されました。全国の青年委員長が一同に会し、「青年建築士が拓く建築新時代～当然加入の建築士会を目指して～」のテーマのもと、研修・情報交換や交流を行い、自己啓発と自己研鑽を促すことで士会活動の活性化をはかるものです。完全参加型の会議でしたので、濃厚な「何かを吸収する」貴重な体験を得る事ができました。

初日、連合会青年委員長の挨拶からスタートしました。青年委員とはなにか？委員会の役割とはなにか？建築士のあるべき姿とはなにか？様々な疑問の解決の糸口をこの会議で模索し、質の向上を図らなければとのことでした。

講演では「建築士会の今後の展望と青年に求められる事」というテーマで、京都府建築士会会長の衛藤照夫氏が現実を見据えた問題を提起しました。

建築士活動とは建築活動でもあり、日々の仕事があつての士会活動であると。建築士活動<本業では建築士としての本質を見失ってしまうので、あくまでも本業>建築士活動でなければならない。ライフワークバランスを大切にすれば、様々なことが士会活動にフィードバックされるとのことでした。

各单位士の青年部活動は充実しているが、連合会青年部は実質の活動が伴わないとの苦言も呈していました。これは、士会の構図の変化が原因で、近年のメディア発展のおかげで、情報を独自に得やすくなっているのが、士会上層部の方々との連絡が希薄になっているのではとのことでした。

また、次世代を担うリーダー育成については、皆を牽引するカリスマ性が必要なのではなく、相手が求めているものや考えをマネジメントできる力が必要であり、人と人のつながりこそがよい人材を生むので、県境を越えた交流が必要だとのご意見でした。

その後は、パネルディスカッションが行われ、各ブロックの活動報告と各県の問題報告を聞くことができました。これからは日本人口もピークアウトを迎え、仕事量の減少が危惧されます。有能な建築士が選ばれる時代に突入し、既存業務領域の確保と新規業務の模索が急務であるとのこと。これからの士会活動について、ボランティアだけではなく士会活動からの仕事の創出も考えなければならないという問題は各県共通の認識でした。

このような問題を念頭に置きながら、いよいよワークショップⅠが行われました。

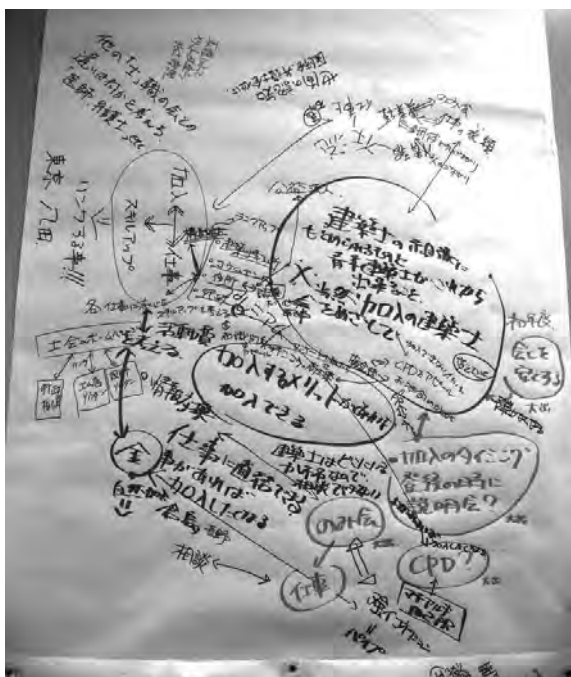
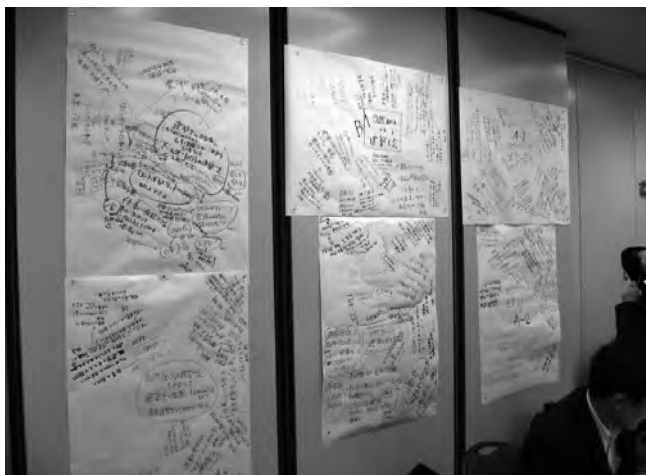
方式としては、各テーブル毎に5人程度のグルー



プに分かれて、「建築士の組織に求められているものと、青年建築士がこれからできること」をテーマに、模造紙にマーカーペンで自分の意見を箇条書ききとにかく「書く」事からはじまりました。

そして、自分の意見の説明と他の意見の分析を行い、自分の意見を膨らませることを行いました。

次に、自分のグループで提案された意見を把握した上で、テーブル移動を行いました。そこでは、自分のグループで出た意見を移動先のテーブルの模造紙に書き込んで提案説明をし、また、そこで提案された意見を把握するという作業が行われました。この移動を2回行い、最終的には元のグループに戻るわけですが、戻ってみるとなんと提案の多いこと。模造紙には他のグループの意見がびっしり書き込まれていました。また、他のテーブルで出た意見の情報提示も行われました。



このように、いろんな場所で提案し意見を収集することで、はじめはなんとなく曖昧でそれぞれ孤立したような問題提起や意見も、この作業を行うことで、集約・大別することができました。行政に対して意見の言える団体でなければならない事や会員確保の事、士会活動の対外的なPR、地元建築士の紹介などなど、地域や個人に密着した提案が多かったように思います。それらの提案の中で自分が一番大切だと思う「キーワード」を提出することで初日の作業を終えました。

2日目は提出されたキーワードごとにグループ分けを行い、今度はそのキーワードに基づいた具体的な行動提案を模索することが行われました。私の参加したグループは「仕事につながる士会活動」ということで侃諤の議論が行われました。

世は不況の最中、仕事に支障をきたす士会活動では会員離れや新規入会の減少に歯止めがかからないので、魅力ある士会づくりが必要との考えで一致しました。

その方法として、設計・法律の講習会ばかりではなく業務に直結する施工・設備などの講習会も必要である事や、士会でしか得る事のできない情報の収集・配布、CPD専攻建築士制度の一般へのPRと活用、個人の仕事に対する意見交換の場を提供する事、学生に準会員としての入会を募るなどなど、興味深い意見がでました。

最後に各グループの発表が行われましたが、どのグループも各キーワードの突き詰めが行われ、具体的な行動提案がされていたようです。

あとは、各自が得た意見・行動提案を各支部に持ち帰り、アクションプランの作成を行い、後日委員会に提出・HPで発表を行うということで、今年度の委員長会議は終了しました。

今回の会議を通して、一所にはわからない問題や行動提案に気づかされ、刺激され、感化され、とにかく「行動」を興さなければ、何も始まらないと感じ得た会議でした。アクションプランを作成し、県単位でしか出来ないことは県で、支部単位でも出来ることは支部単位で、フットワークを軽くし、早速実践・実行していきたいと思っています。

# 『建築士の集い』への誘い

～ 鹿児島大会（指宿市）～

青年部会長 岐部 和久

皆さんこんにちは。

今回は、「建築士の集い」への誘いとして、6月27日（土）に鹿児島県指宿市にて開催される「平成21年度九州ブロック研究集会『建築士の集い』鹿児島大会」をご紹介します。

## ◆「建築士の集い」とは・・・

九州ブロックでは、毎年6月に「建築士の集い」、2月に九州パッションを開催しています。パッション大会が開催県の建築文化や歴史・まちなみに触れる事と、一般市民との交流や建築士会活動の広報的役割を目的としているのに対して、この「建築士の集い」は、九州各県の士会で行われている地域実践活動の発表の場として開催することを主な目的として、建築士が今課された諸問題をより良く改善するための方法について、ワークショップやグループ討議を行うことを目的としています。

## ◆今回は鹿児島大会「指宿市」

今回は鹿児島県指宿で「平成21年度九州ブロック研究集会『建築士の集い』鹿児島大会」として開催されます。今回の大会テーマは、『建築士会からの地域への提言 ～地域から見えてくる未来～』となっています。

## ◆開催趣旨と建築士としての関わり

鹿児島県南部に位置する指宿市は、全国でも珍しい砂蒸し温泉や、篤姫ゆかりの今和泉島津家の屋敷跡が残る歴史由緒ある土地柄です。また、その温暖な気候から「日本のハワイ」を自称しており、観光促進と冷房節約の観点から、毎年5月下旬に行われる市長の「アロハ宣言」で9月末まで市職員・銀行職員などがアロハシャツを公用服として着用することで、昨今のエコロジーを先取りしたところでもあります。現在、地熱を利用した施設等が多く建設される中で、これらの未来へのありかたを建築士の観点から市民と一緒に考え、話し合うことを行っていきます。

## < 各分科会のご紹介 >

### 【第1分科会】

**「地域実践活動を受けての  
グループ討議を行います」**

### 【第2分科会】

**「地熱利用の今昔（いま・むかし）」**

指宿市は温泉地帯の為、色々な温泉利用法があります。その中でも鰻地区には、昔から「スメ」と呼ばれている温泉の蒸気を利用した竈があり、この「スメ」で調理したり、お湯を沸かしたりしています。地熱利用の「今」が地熱発電、メディポリスの地熱医療だとするならば、「スメ」が「昔」となります。この伝統的「スメ」及び地熱（蒸気）の積極的活用法を参加される方々に議論して意見を出して貰います。

### 【第3分科会】

**「温泉小路の再生と保存」**

指宿市は、湯の郷として古くから知られ、特に天然砂むし温泉は全国的にも有名です。近年、大通りから海岸沿いにかけては、砂むし温泉利用者のための施設や、ボードウォークの整備が行われました。

一歩入った小路には、湯治客用の民宿がならび賑わっていましたが、現在は民宿も少なくなり、公営の温泉が1箇所と寂しい通りとなっており、地元からも何とかしたいという声も上がっているようです。

そこで、この小路を『温泉小路』と名付け、建築士の視点から再生、保存、全体計画、一部計画等様々な提言をして、地域の一助をしていきたいと思えます。

詳しくは各支部事務局に  
参加要綱を送付していますので、  
お問い合わせください。

## ◆最後に・・・

大会終了後は懇親会が開催されます。九州各県より集まった建築士同士。楽しいひと時を過ごしましょう。また、今回の懇親会会場と宿泊は、指宿白水館です。分科会の中でも温泉の利用について討議が行われます。真剣に話して学んだ後は、国内屈指の旅館 指宿白水館で日頃の疲れを癒してください。

津久見支部 正会員

福祉住環境コーディネーター 大村 正壽

何年も前に福祉住環境コーディネーターの試験を受けるときは、試験に出そうな主要な寸法や方法を少しは憶えていたような気がするが、今では、ほとんど忘れてしまった。

当時のテキストと新版で福祉住環境整備について学びなおすことにした。高齢者や病気や障害の種類によってそれぞれ異なるであろうが、共通の基本的な知識である「段差の解消」、「手すり」、「車いすを使う」を整理してみた。

皆様方は既にご存知の事であり、実務で日々実践なさっている事でしょうが、敢えて私の復習のために書かせていただいた。

## (1) 段差の解消

### ①屋外との段差解消

a. スロープでの解消・・・勾配は1/12~1/15程度を目安にし、道路に面して1.5m四方以上の水平面を設けてスロープを設置し住宅の出入り口(玄関や掃きだし窓)に1.5m四方以上の水平面を設け車いすが止まれるようにする。(地面や建築物に固定したスロープの設置は介護保険制度の住宅改修項目に該当)

b. 段差解消機での対応・・・スロープの設置が困難な場合は段差解消機などの福祉用具を用いる。(据置型段差解消機の設置は、介護保険制度による福祉用具の貸与品目)

c. 段差を残す場合・・・蹴上110~160mm程度、踏面300~330mm程度で段差部分には必ず手すりを取り付ける。

d. 防湿土間コンクリートの敷設・・・1階床面レベルを下げる。白あり被害が起こる場合や、給排水配管などの床下でのメンテナンスに問題が起きる事があるので配管に注意が必要。

### ②屋内の段差解消

a. 和洋室の床段差の解消・・・洋室の床束を長くする、洋室の根太の高さを上げる、既存の床に高さ調節の合板や木材などを使いその上に床を仕上

げる、簡単な方法では「すりつけ板」を使用。(すりつけ板は介護保険制度による住宅改修項目に該当)

b. 床面と敷居の段差解消・・・洋室と洋室の間の「見切り」の敷居は埋め込み床面と合わせる、敷居を使わず「への字」プレートで押さえる。

c. 引き戸の敷居周辺の段差解消・・・床面にV溝レールを埋め込む方法では、床板に直接V溝レールを埋め込む方法とV溝レールをあらかじめ埋め込んだ部材を使用する方法がある。

### ③その他の段差解消

a. スキップフロアの段差解消・・・階段昇降機が段差解消機の必要性が高い。

b. ホームエレベータの利用・・・1階から2階へといった移動は階段昇降機のほかホームエレベータを利用(介護保険制度による住宅改修の対象外)

## (2) 手すり

### ①手すりの種類

一つは体の位置を移動させるときに手を滑らせながら使われる、階段や廊下に取り付けられる手すり(ハンドレール)、もう一つは体の位置はそれほど移動しないが、移乗や体の上下移動があるので、しっかりとつかまって使用されるトイレや浴室に取り付けられる手すり(グラブバー)がある。

### ②手すりの形状

円形が基本であるが、慢性関節リウマチ等で関節運動が制限された状態では、手すりを握らず、単に手や肘を乗せて移動する方法もある。利用方法により形状を検討する。

### ③手すりの直径

階段や廊下の手すりは手を滑らせて使用するため通常はしっかりと握るケースは少なく、太いほうが安定感があることから直径32~36mm程度。

トイレや浴室などで重心の上下移動、移乗用に使われる手すりはしっかりと握ったときに親指と他の指の指先が軽く重なるくらいがよく28~32mm程度。

#### ④手すりの材質

a.屋外・・・対候性のある材質にし、金属製は冬は冷たく、夏は熱く感じるため樹脂被覆製の手すりなどの採用が望ましい。

b.屋内のトイレや浴室などの水回りの手すり・・・耐水性と濡れた手で握っても滑りにくさも重要。樹脂被覆製が適している。

c.廊下や階段の手すり・・・インテリアに合わせたり、質感やデザインにも配慮する。

#### ⑤手すりの端部

廊下や階段などで使用する手すりは端部を壁側に曲げこむか、下方に曲げて納める。エンドキャップだけでは端部に体をぶついたり衣服の袖口を引っ掛けたりする恐れがある。

#### ⑥手すりの取り付け位置

a.横手すり・・・手すりをしっかり握ることが出来ない場合は肘からさきの前腕をのせて使用することが多く、その場合は手すりの高さは床から1,000mm程度。廊下に取り付ける場合は大腿骨大転子に合わせた750～800mm程度が原則。取り付け高さは本人と相談したうえで、理学療法士 (PT)、作業療法士 (OT) の評価に基づくのが望ましい。また、できるだけ手すりは連続して取り付けようとするが、やむ得ず途切れる場合は、端部間と同じ体の向きの場合で隙間は900mm以内にする。手すりの下部から受け金具でうけるように取り付ける。

b.縦手すり・・・便器での立ち座りの動作など、体を垂直に移動する場合は縦手すりを使用する。身体機能が低下する場合は考慮して、手すりを取り付けるための壁の下地を広くし、取り付け位置の変更にも配慮する。

### (3) 車いすの使用

a.車いすの寸法・・・自走用車いすで通常は620～630mm程度、介助用車いすで全幅は通常530～570mm程度、電動車いすはJIS規格により全幅700mm以下とされているが車種 (四輪、六輪) により回転スペースが相当に異なるため廊下幅員、開口幅員は個別に検討する。

b.玄関土間の寸法・・・玄関土間の奥行1,200mm以上、車いすへの移乗や介助スペースを考慮すると、間口は車いすの全幅に1,000mm程度加えた幅が

必要で最低でも有効寸法1,650mm (壁芯～壁芯距離1,820mm)、できれば2,100mm程度 (壁芯～壁芯距離2,275mm) が望ましい。これは、玄関土間で車いすを乗り換える時に車いすを2台分が置けるスペースと乗り換えを介助するスペースを考慮した場合や、上がりかまちを挟んで乗り換える場合も同じである。

なお、高齢者等配慮対策等級の等級5によると、下枠と玄関外側ポーチの高低差を20mm以下、かつ下枠と玄関土間の高低差を5mm以下に求められている。

c.玄関ホールのスペース・・・奥行は最低でも1,500mmを確保。間口は最低でも有効寸法1,650mm (壁芯～壁芯距離1,820mm)、できれば2,100mm程度 (壁芯～壁芯距離2,275mm) が望ましい。車いす使用者が乗り換えを玄関土間で行う場合は玄関ホールは通行できればよいので、有効寸法1,200mm (壁芯～壁芯距離1,365mm) 程度を確保すればよい。

d.トイレの側方アプローチ・・・トイレスペース間口1,650mm×奥行1,650mm (壁芯～壁芯距離1,820mm×1,820mm)

e.トイレの前方アプローチ・・・自走用車いすの全長1,100mmのスペースが便器の前方に必要であり、トイレの奥行は有効寸法1,800mmが必要である。

f.車いすで廊下を通行・・・自走用車いす寸法 (通常) 全幅620～630mm、全長1,100mmで廊下有効幅員が780mmで直角に曲がるとすれば開口有効幅員は少なくとも950mm必要であり、廊下幅員が大きくなるにしたがって開口有効幅員は小さくて済む。介助用車いす寸法 (通常) 全幅530～570mm、全長890～960mmで廊下有効寸法780mmで直角に曲がるとすれば開口有効幅員は少なくとも750mm必要である。ただしこの寸法はあくまでも基本であり介助用車いすの寸法や操作能力に大きく左右されるので、実際に動かして決定すべきである。

#### 〈参考文献〉

『福祉住環境コーディネーター検定2級テキスト 改訂版』  
(東京商工会議所2001)

『福祉住環境コーディネーター検定2級公式テキスト 新版』  
(東京商工会議所2007)



# 女性部会の page

## 平成20年度 第2回大分県女性建築士住宅セミナー報告

**開催日時** 平成20年12月13日(土)  
**主催** 大分県農林水産部 林産振興室  
(社) 大分県建築士会女性部

### <スケジュール>

9:15～ 9:30 大分駅時計台前集合受付  
10:10～11:30 ①完成住宅内覧会  
(4棟) 大分市坂ノ市  
11:40～12:40 昼食(自然食品店 道楽)  
玄米弁当  
13:30～14:30 ②木造住宅構造見学  
大分駅にて解散

### 大分支部 伊藤 禎子

平成20年12月13日(土) 曇り。

今回のセミナーは大分市内にて県産材を使った在来木造住宅の完成(一部目前!?)内覧会と構造見学会です。

きんと冷えた年の瀬の早朝にもかかわらず、小人3人を含む参加者21人を乗せ、バスは一路坂ノ市地区へ。

車内では初めに、建築士会女性部会長阿南さんよりあいさつ、続いて大分県農林水産部林産振興室職員の方より「大分は林産資源が国内でも有数の豊富な県です」等々お話がありました。



坂ノ市では完成&完成直前の在来木造住宅を見学しました。

住居系の地域なのか、専用住宅の立ち並ぶ通りにその4棟は並んでありました。4人の異なる建築士による設計との事で、趣を異とする4棟の佇まいがありました。



### ●自然の香り



一歩中に入るとまず、木のとても良い香りがしました。木造ならではの、あの木の香しさです。「新築は新築特有のニオイがする。」と良く言われます。塗装のにおいや接着剤のにおいは独特で強烈なのですが、全くそれを感じませんでした。森の中にいるような心地よい香りでした。

意匠のポイントとなる柱、梁材は勿論、カウンターも、用途・サイズに応じて施工会社の社長さん自らが探して来られるそうで、その室のイメージ・コンセプトに大きく貢献・印象付けに一役を担っています。

### ●天然の温湿調節装置

“外断熱工法”と“材料は木と珪藻土”という組み合わせは天然の温度・湿度調節装置です。

外断熱工法は、断熱材の外側に設けられた空気層により内部が快適に守られている事が特徴です。

すなわち、自由に計画でき、吹抜け・リビング階段など、内部空間を階で分けることなく生活できるメリットがあります。



木と珪藻土はどちらも天然由来素材です。

珪藻土の湿度調節は既知の事と思いますが、「天然素材は人体に化学的影響を与えにくい」という点で、今では専用住宅に無くてはならない材料となってきました。これにより自由に開放的な心地よい空間を作り出しています。



▲珪藻土の壁に施された、ご家族の手形です。



### ●木で全て作り尽くす

『家電収納』『ポスト』『照明』『坪庭』『テーブルと椅子』などなど、木で全て作り尽くす様子があちらこちらに垣間見られ、設計者のアイデアに感心しました。また、木製建具以外のほとんど全てを大工さんが作ってしまうそうです。

設計関係者の中でも、「カウンター高さが72cmある。その上に手洗い器があるってことは、お客さんは背が高い方かな？」とか、たくさんの書棚を見ながら「このお宅は小さいお子さんがいるのかな？」などなど施主様の家族構成や年齢、住まい方などを読み取ろうとする声のあふれる見学会となりました。

### ●構造見学会



場所を大分市金池の駅南開発地区南端に移し、中間検査終了後の住宅を見学しました。こちらでは、内部仕上げがまだなので内部の構造を見る事が出来ます。真壁では、構造材を仕上げ材としても使用する為、構造材に仕上げをする為の細工を施します。梁に天井板を差し込む細工を施されているのが見られました。

## 平成20年度 第3回大分県女性建築士住宅セミナー報告

**開催日時** 平成21年2月28日(土)  
**テーマ** 木の家づくりと子育て  
**内容** [講演会]  
安達由美子氏(祖峰女性林研グループ会長)  
戸高 禮子氏(服飾デザイナー)  
[ワークショップ]  
梶原 純子氏(日出町母親クラブ副会長)  
**主催** 大分県農林水産部 林産振興室  
(社) 大分県建築士会女性部

### 大分支部 中道 了子

第3回目のセミナーは、講演会・ワークショップとも女性の講師をお迎えし、女性ならではの視点から、木のこと・住まいのことをお話し頂きました。

まず、大分県建築士会女性部の阿南春美会長より、開会の挨拶から始まりました。



次に、大分県農林水産部林産振興室参事の佐藤朗さんより主催者挨拶です。



大分方式乾燥材や県の仕事の説明などがあり、大分県の木を多く使って貰おうと丸太を中国に売り込んでいる？とのことで大変そうです。

そして、ここからは講演会です。

安達由美子さんは現在竹田市にある祖峰女性林研(そほうじょせいりんけん)グループの会長をされています。

祖峰女性林研グループは、林業技術の向上と林業経営の改善により、地域林業の発展の中核として活躍しており、近年地球環境への関心の高まりや、都市住民を中心に、自然とのふれあい志向の強まりを背景に活動を広げているグループです。



両親、4人の子供と8人家族で暮らしており、ご長男が跡取りで林業に加えて田や畑、椎茸づくりをされていますが、なかなか山の仕事だけでは食べていけないとのことでした。

安達さんの地元は高齢化が58%と高く、若い人は家の手伝いをしつつ他のところで働いていて、担い手不足がとても心配です。

『現在、林業も農業も不在地主が多くなっており、必要な時期に間伐を行わない場合、材質が低下し製品としての価値が無くなるばかりでなく、森林全体が不健康となり、森林の持つ公益的機能が十分に発揮されない恐れが生じる。間伐を行わないことにより、日光が下まで届かなくなり、下草が生えなくなるため保水力が低下し、ちょっとした風雨で木は倒れ、表土が流出しやすくなる。しかしながら地主がいないため間伐も出来ない。山では杉や檜など多くの品種を植えているが手入れをしていないと、雨や雪で山が荒れる。手入れをしたいが働き手がない。』

この不景気の時代、木の値段が上がらない。100年、200年の木を造りなさいと言われるが、いったい誰が後を継いでくれるのか。』などなど・・・山の問題は深刻です。

安達さんの所は山から水を引いており、この美味しい水は山の環境が整っているから流れてくるわけで、水の大切さをよく知っています。だからこそ山を荒らしてはいけないと話されていました。

また、安達さんは山づくり以外にも竹田の竹楽のボランティアをやっており、「竹はどんどん大きくなり、山の中にもどんどん出来てきます。山での仕事はキリがなく、とても忙しく、林業をやっていていい目を見たことがないが、楽しみながらやりたい。今日は何をしようかと考え1つずつ仕事をやっているのです。日本も、もう少し自分の国を見直して木を使って欲しい。農業はよく地産地消といわれているが林業は自分たちで値を付けられないのです。山で生きている人、林業に携わっている製材所や市場の人たちがたくさんいます。もっともっと国産の木を使って欲しい。だから皆さん考えましようね、木のこと、山のこと。これは建築も同じだと思います。」とお話されていました。



さて、次は服飾デザイナーとして、また多方面で活動されている戸高禮子さんの講演です。

大阪から大分へ来て住むようになったきっかけは、湯布院に行ったとき由布岳の空の色が藍染めの色で感激されたからとのことで、大分中心部に住んでいたのですが、昨年12月から野津原町に住居を構えており、今回はそのお話をして下さいました。

戸高さんは20年ほど前からずっと野津原町に住みたいと思っていたそうです。それが5年ほど前、野津原の土地が売りに出ていて現地を見ないまま購入。

今市(いまいち)にあるのですが後で見に行ったらイマイチだったそうです。



近くに小学校があつて、土地の前にはバス停があり、ここは購入してから3年以内に家を建てないといけないのです。でも、戸高さんの場合、ちょっと違うのです。近くに農協の建物があり、その石垣がとても洪くてとても気に入ったらしく、ここを藍染めの工房にしようと値をつけて購入しました。建物のまわりや境界も確認せずなんて大胆な・・・。

この建物は、屋根以外は昭和16年に建設されたままのもので、中はボロボロ、荷物もそのままの状態、処分するだけでも15万円かかり、どうもそこには浮浪者が住んでいた気配。しかしそこは戸高さん。壁はない、天井もない、お金もない状態でリフォーム開始。自分で考えデザインし、模型を造りそれを職人さんに作ってもらったのです。時には自身で壁を塗ったり、出来ることは全て自分で・・・と、すごいです。その甲斐あつて、とても気に入った住まいになっているそうです。かまどはネットで購入。燃料は近所から頂いた木や割り箸で、全てタダ。浮浪者が住んでいたと思われる所をフローリングにし、畳を4畳半置いています。また暖房は薪ストーブのみ。これもネットで購入。

ここに来てから、大分にいたときは会わなかったけど、確かこの辺に戸高さんが住んでるはず・・・と来客が多く、子供たちが火を見てとても喜ぶそうです。どんな家に住むかではなく、どんな生活・暮らしをするかがとても重要だと思うそうです。ここに住んでいて、季節を感じ、風の匂いや土の匂い、自然と向き合つてとても楽しく生活しているのです。近所の人ともコミュニケーションを大切にしています。テレビはないけどラジオやインターネットで情報は入るし、静かなところで好きな本を読んだり、やっとな自分のやりたい生活が出来たそうです。以前住んでいたマンションで喘息になったそうですが、



今は何も感じず、家が素晴らしいとのことでした。

自分にあった自分にふさわしい自分流の家に住んで、造っていく。早く家に帰りたと思える。そんな家っていいですね。20年前から思い続けていたことが現実になったのです。なかなか出来ないことです。

この後、安達さん、戸高さんにも加わって頂きワークショップです。まず、日出町で現在古民家(町屋)を再生している梶原純子さんにお話して頂きました。



7年ほど前から空き家状態になっていたご主人の実家を、今回再生して住むことになったそうです。暗いし、寒いし汚いと思っていたとのことですが、ご主人が昔住んでいて、「また帰りたい」とよく言っていたそうです。純子さんはプロヴァンス風な家がよかったです。

再生することが決まって京都の町屋を見に行ったりと大変です。お金もかかるし根気もいります。在来工法と違って伝統工法は、柱や梁を加工して木を互いに組み合わせることにより家の骨組みを構成する工法で、金物は殆ど使用しません。昔ながらの長ぼぞ、込み栓、楔(くさび)、だぼなどで固定するので。これがやはり大変ですが、そういった職人の技術を後世に伝えていく事、職人さんが誇りを持って仕事をしている事が嬉しいのです。最初は図面を理解できず、設計者は当たり前と思ってもこちらは解らない、自分の意見が反映されない、これは設計士の家ではなくて自分たちの家なのに・・・と思うことがあったそうです。

いろんな苦労はあるけれど、この家を再生してずっと住むという強い気持ちがあるからこそ、やっていけるのです。木と土と竹と草で出来た家。寿命が来たら大地に返せる、究極のエコ。100年持つ家は存在すると改めて認識しました。

梶原さんのお話の後にはフリートークです。参加者の方々からいろんな意見が飛び交います。

戸次に住んでいる方のお話で、「建物がとても好きで、主人の実家を壊して建て直すか？町並み整備にあわせて再生するのか？でもそれだとお金もかかるし！どうしたものか。お金のことを考えると勿体ないけど壊して建てた方がいいのかなと考えたりしている。」と話され、誰かが強い意志を持たないと解決は難しいようです。

様々な質問や普段疑問に思っていることが出てきて、時間があっという間に過ぎて行きました。



今回の住宅セミナーの講師の方々、参加された皆様、県担当者様、建築士会青年部・女性部の皆さん、お疲れさまでした。そして、ありがとうございました。



次回は未定ですが、  
また21年度開催の折には、  
皆様のご参加をお待ちしております。



# 「隈まちづくりセンター黎明館」

名称：隈まちづくりセンター黎明館  
(旧大分銀行日田支店、耳鼻咽喉科濱田医院)  
所在地：大分県日田市隈2丁目2-1  
所有者：日田市  
建築年代：大正5年、平成13年改修整備工事完了  
登録：平成15年1月  
設計者：小笹 徳蔵  
構造：木造2階建て 瓦葺き  
規模：床面積299.38m<sup>2</sup> (改修後)  
開館時間：午前9時～午後5時 (水曜日休館)  
連絡先：0973-23-5100

## 日田支部 櫻木弘三郎

隈まちづくりセンター黎明館は1916(大正5)年に大分銀行日田支店として建設されました。その後、1943(昭和18)年に濱田健三氏が土地・建物を購入、内部を改造し耳鼻咽喉科濱田医院として開院。1996(平成8)年に病院が閉鎖された後には長野満雄氏がこれの保存のため土地・建物を購入しました。

1999(平成11)年には隈のまちづくり委員会により、『隈の伝統的町並み調査』を実施。この建物の建築的価値が再認識されると同時に建物の保全と活用を目的に日田市が私有財産として購入し、1999(平成11)年から2001(平成13)年に渡って改修整備工事が行われました。

工事計画は日田市中心市街地活性化基本計画に基づいて行われ、中心市街地の活性化やまちづくりの拠点、地域シンボルとしての活用が盛り込まれています。改修整備工事は大正ロマンの雰囲気を醸す赤レンガ調タイルの外観をそのままに。内観は外観デザインとの整合を図りながら改修、整備が行われました。

## 人が出会い文化が生まれる夢サロン

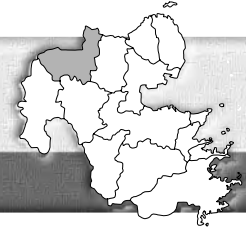
2001(平成13)年4月に隈まちづくりセンター黎明館は人が集い交流し、文化を創造する空間として生まれかわりました。

1階にはアートギャラリー『ひた押し花美術館』と、

押し花づくりが体験できる工房を。2階にはギャラリーや会議室として活用できる展示室があります。入館して目に留まるのは病院創業時の雰囲気を残した受付カウンターやらせん階段。ここを訪れた当時を知る方が懐かしい思い出を語ってくれることもあるそうです。

ひた押し花美術館では、四季を彩る折々の草花を巧みに散りばめた押し花アート作品を常設展示しており、無料で鑑賞することができます。





### 木造勉強会について

木造勉強会 代表 松山 忠幸

- 発 足：平成19年9月  
 会 員：24名（企業も含む）  
 中津市を中心に豊前・宇佐・豊後高田等の設計事務所・建設業者・大工技能者・森林関係者等  
 主 旨：県産材（地元材）の使用と伝統（在来）工法による、木造建築物の建設と提案  
 目 的：地域材の需要拡大、伝統（在来）技術の継承と育成、関連従事者及び地域の活性、森林育成から消費による自然環境の保全



原寸型板製作 作業



仕口・継手製作 作業風景

本勉強会は大分県産材、特に中津市山国川流域での杉・松の使用と伝統（在来）木工法による継手、仕口の加工により中津市立鶴居小学校屋内運動場増改築工事の主架構の3分の1 模型の強度試験を行うことにより、高強度な建築物としての検証を行う事が、発足して初めての事案でした。

模型試験体は、勉強会メンバーの大工技能者と、地元大工技能者及び勉強会メンバーにて制作しました。

準備・計画を含め、約半年の期間を要したが、試験当日、県・中津市・林業試験場・建築関係者・一般市民含め、94名もの参加者が訪れた事は、いかに木造建築物への関心が高いかが伺えました。

試験計測結果は、計算安全想定値より安全側へ、高い精度の数値が計測検証され、あらためて、伝統木工法による木造建築物が再評価された結果となりました。

今後も引き続き、勉強会の開催や参加者を随時募集も行い、主旨・目的に添った広がりを続けて行きたいと思えます。

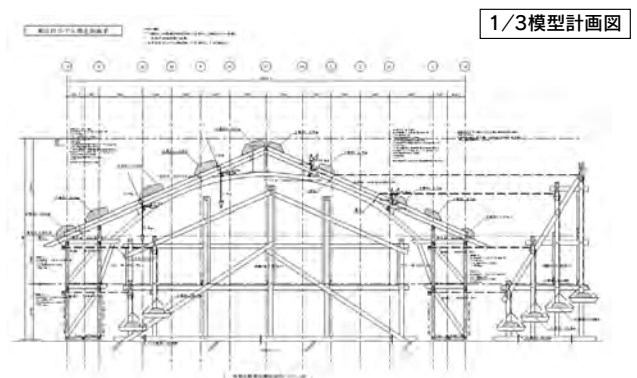


（勉強会風景）増田一真氏を講師として

### ● 公開荷重試験 ●

中津市立鶴居小学校屋内運動場改築工事に伴う主架構の1/3模型制作及び各種試験

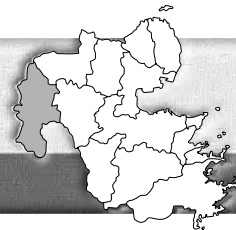
- ・ 県産材（地元材）の強度確認
- ・ 伝統（在来）仕口、継手の試作、検証
- ・ 建物組手順の検証
- ・ 主架構への風圧荷重時に対する安全検証とひずみの計測、データ記録
- ・ 主架構への固定荷重時に対する安全検証とひずみの計測、データ記録
- ・ 主架構への固定荷重時の長期荷重状態（6ヶ月）に対する安全検証とひずみの計測、データ記録
- ・ 主架構への固定荷重時の長期荷重状態（6ヶ月）に対する材の性質変化による状態検証



1/3模型計画図



1/3模型組立



### 第8回住宅セミナー



日田支部 武内 淳一

一般の人達や会員に対して、もっと広く建築の事を知ってもらおうと、住宅セミナーを毎年開催しています。

第8回を迎えた今回は、[家造りのための設計図、読み方と関連法律]（見方と注意しなければならないこと）をテーマに話をいたしました。

建築士としての責任と義務。設計図とはどんな事が書かれているのか、又注意すること。設計及び監理委託契約について。木の良さ木の特性。家を建てるにあたって近隣及び地域に対し注意する事。建物を長生きさせる為には。土地の選定、家相、神々の事。地鎮祭上棟式等の催事の事。その他よもやまの話。等々。

をしていただく。当たり前の事を今一度再確認しなければなりません。私もそのうちの一人ですが、無口で寡黙な建築士像はこの際捨てようと思います。

「隣で家が建つと、こちらでは腹が立つ」昔から言われている言葉ですが、人間というものは残念なことに、他人の繁栄を素直に喜べない性格を持っています。（私だけかもしれませんが）。家主さんや業者さんにはその言葉を伝え、工事にかかる前に近隣の人達とのコミュニケーションを図るようお願いしています。私の現場では喫煙を禁止しています。整理整頓はもちろん捨釘ひとつ、針金ひとつ無い様に指導しています。周りの人達はこの家にはどんな家族が来るのか、関心を持っています。元請さんの、又協力業者さんの言動、振舞も見えています。完成して幸せに暮らしていただく事も、業者さんの未来もその仕事ぶりにかかっています。不況のまっただ中、残って行くのはこうした細心のこころを持った業者さん達ではないでしょうか。

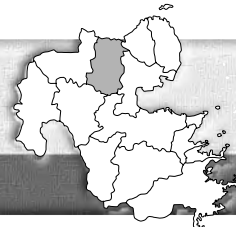


設計を専門とする私達には当たり前になっている事も、新しく家を建てたい一般の人は、専門用語が数多くあり分らない事や、知りたい事が山ほどあります。「素人は黙って私達プロに任せなさい。」一昔はそれで良かった時代もありましたが、今はそれでは通用致しません。

新しく新設された建築士法第2条の2に、[建築士は常に品位を保持し]とあるように、私達の社会的な責任が重くなって来ています。

設計・監理委託契約の際の説明責任にしても、いままでも以上の細心の注意が必要となり、図面を中心に完成パースや模型などで、解りやすく説明し理解

図面が完成した時点でその家造は8割方完成したと言います。あとの2割はその通り建てればいいことです。セミナーで話した事は、いかに家造の基本となる設計図が大切であるか、そこに書込む線一本、文言が、又それを表現する私達の知識、経験、指導力がどれだけ重要であるか、再確認しなければならない事を話しました。家相の事、神々の事、その他よもやまの話、私の好きなこれから面白くなる処で時間となりました。いつか又の機会に。



### ふらりと、東京・横浜へ

～ 東京、横浜ふらりと一人旅 ～

宇佐支部 梶田 康一

昨年の秋のことになりますが、私は幸いにも中島みゆきの東京公演のコンサートのチケットを入手することが出来、また、時を同じにして、建築関連の雑誌で、安藤忠雄建築展「挑戦 ー原点からー」が行われていることを知りました。それならなおのことこっそり東京へでかけることとなりました。



【アブダビ海洋博物館】 2012年※予定

まず、コンサートに関しては、赤坂TBS横のACTシアターの会場はすばらしく、地方公演とは違い、都会のロケーションも手伝って、音響的にも質の高さを、

(完成度)の高さを感じました。

翌日、胸をおどらせ、安藤忠雄建築展会場の、青山のギャラリー“間”に向かいました。

会場は、原点の作品から進行中の海外プロジェクトまでの12点が、原図や模型、写真、映像などで展示されていました。



【住吉の長屋】 1976年

特に私が一番興味深かったのは、「住吉長屋」の原寸大模型でした。正面概観はPCコンクリートで、その打放しの素材が、まさにそのままの形で表現されており、内部に関しては、開口部サッシュはほぼそのまま、壁は、コンパネで製作されているものの、各室共、ディテールからセパ木コン穴

に於いても忠実・正確に作られていました。

街に対して、完全に閉じて家の中を中庭として解き放った空間構成をまさに肌で感じる事が出来、風のぬける建築として、安藤建築の原点を実感できました。その後、徒歩で近作の表参道ヒルズに向かいました。

前面道路から計算された内部斜道に配置する空間構成は、いったい自分は何階くらいの高さに居るのだろうかという回遊性の演出をもたらしてくれました。



【東急東横線渋谷駅】 2008年

さらに、東急東横線渋谷駅へと廻り、横浜まで歩を伸ばしてきました。

遊覧船からゆつくりと、みなとみらい21の風景を眺めていると、なんとなくスケッチに取ってみたいくなりました。

～近年にないきびしい不況の中、少しほっとした久しぶりの東京横浜でした。



### P.S. 建築士会の皆さんへ

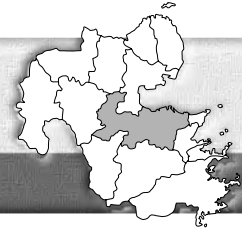
安藤忠雄展会場にて、建築トランプを買って来ました。お土産として希望者の方一名にプレゼントしたいと思います。

メールにて編集委員宇佐支部 渡辺までプレゼント希望と、申して下さい。

複数の場合は抽選とさせていただきます。

[onoya@feel.ocn.ne.jp](mailto:onoya@feel.ocn.ne.jp)





## 大庭さんが個人戦優勝！

建築士会の囲碁大会

大分支部 許斐 正勝

県建築士会大分支部（亀谷芳久支部長）は1月31日、大分市の大分囲碁センターで新春囲碁大会を開いた。5チーム・25人が参加し、団体戦と個人戦で熱戦を繰り広げた。例年、年初めに会員の親睦を図るため開いている。

井上正文同会副会長（大分大学工学部教授）が開会のあいさつ。5人一組の5チーム（太平工業(株)、県庁OB、大分市役所、大分囲碁クラブ、混成）がリーグ戦で勝負を競った。

団体戦は、混成チームと太平工業(株)チームがいずれも3勝1敗。メンバー5人のうち勝ち数が多かった混成チームが優勝した。メンバーは、井上正文

（大分大学）、道吉栄一（県庁）、高橋文洋（中津工業高）、阿部光明（県庁）、園田幸生（同）の5人（敬称略）。

2位が太平工業(株)チーム。3位が、県庁OBチーム。

個人戦は、4戦全勝が3人いた為、抽選の結果、大庭謙一さん（太平工業(株)チーム）が優勝、2位が園田幸生さん（混成チーム・県庁）、3位が許斐正勝さん（県庁OBチーム・県建築士会）となった。

【大分建設新聞掲載記事より】



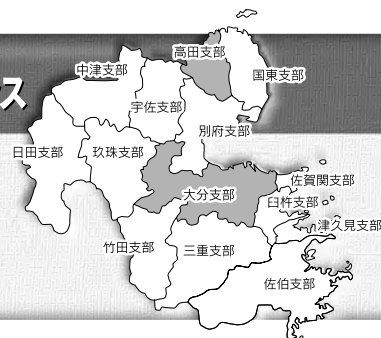


# PERSONAL INFLUENCE パーソナルインフルエンス

個人が他人に及ぼす影響力

## 会員紹介

(掲載については順不同です)



- ★生年月日 昭和58年7月31日
- ★勤務先 大分市土木建築部建築課
- ★趣味 野球、ドライブ

### ★将来の夢、モットー等

初めまして、大分市役所土木建築部建築課の宿利と申します。一昨年4月に大分市役所に勤め始め、先輩方の勧めもあり建築士会大分支部に入会させていただきました。

ただいま先輩方の背中をひたすら追いかけております。

一刻も早く肩を並べるべく、勉強の日々。毎日が充実しています。

建築に身を置く者として、同じ立場の建築士会の先輩方と接することで少しでも前に、より上に進みたいと思っています。未熟者ですが宜しくお願い致します。(右が私です。)



宿利 浩司 (大分支部)

- ★生年月日 昭和36年1月19日
- ★勤務先 (株) 中村建材店
- ★趣味 スポーツをすること

### ★将来の夢、モットー等

今年から建築士会に参加しました。

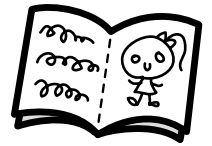
建材店に勤務しているので、既に会員の人の中には知り合いの方もいました。私の趣味でもあるスポーツ活動も活かして、今後とも士会の方々と交流していきたいのでよろしくお願いします。



肉丸 建樹 (高田支部)



# My Best Book



マイベストブック

## 【新建築 建築20世紀】

中津支部 山村 増治

大学4年生の時、私はそれなりに大学のカリキュラムをこなし、しかし建築にそれほど興味があるわけでもなく、でも少し建築のことが詳しいと思い込んでいる建築学科の学生でした。ある日K先生に廊下で、「俺の研究室にお茶を飲みに来い。」と言われ、本当にお茶を飲みに行くと、そこで1枚の紙を渡されたのです。それはある建築家の書いた文章でした。K先生の研究室には、K研の学生が集まっていました。なぜかその中に他の研究室の私と、もう一人私と同じ境遇の友達が混じっていました。K先生は言いました。

「今からこの文章についてみんなで議論するから意見を出し合え。」

K研の学生からはいろいろな意見が出ました。しかし、私にとってそこに書かれている文章は、まさにチンプンカンプンでした。何を書いているのか解らない。使っている言葉が解らない。何を言っているのか解らない。結局、お茶も飲まず一言も喋れなまま1時間ほど過ぎ、K先生の講座が終わりました。そして自分がどれだけ無知なのかを思い知らされました。それまで生きてきた中では最大の挫折だったと思います。

何とかしなければいけない。何とかしなければいけない。と思っているときに研究室で見つけた本が『新建築 建築20世紀PART1・2』でした。この本を読み、建築の歴史や流れ、著名な建築家やその作品を知ることによって、自分自身がやっと建築を学ぶことのスタートラインに立てた様な気がしました。

今でもたまに見ることがあります。そしてあの当時の挫折感を思い出し、自分自身のやる気を奮い立たせています。

## 【1歳から100歳の夢】 / いろは出版

日田支部 櫻木弘三郎

もしも『あなたの夢を聞かせてください』と言われたら答える事ができますか?子供の頃にそのような題目で作文を書く事がありましたが、30歳を過ぎた今、『私の夢は〇〇です』と語るのはいさよならのような恥ずかしいような気がします。また、日々の生活に流され、夢を見失うという事もありがちではないでしょうか。

私がもう少し若かった頃、仕事に追われ、立ち位置を見失い、何もかもがうまくいかない。悩み、眠れず、心を病んだ時期がありました。そんな中で出会った一冊の本が『1歳から100歳の夢』です。

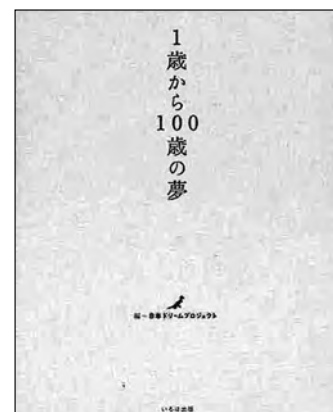
タイトルの通り1歳から100歳までの100人がそれぞれの夢を語っています。1ページ1ページの中に詰め込まれた夢と眩しい笑顔。幼い頃の可愛らしい夢、夢を実現する為に駆け抜ける同世代の若者、周りの幸せを願うのが夢だと語るおばあちゃん。何気ない暮らしの中に、こんなにもたくさんの夢、人生があるのだと気づかされました。そして、私もこんな風に笑えたらいいな…と。

この本と出会い、私の夢は何だったのだろうか?考える機会を得ました。原点回帰そして再出発。もう一度がんばってみようという気持ちになれました。どんな些細な夢でも良い。いつまでも何歳になっても夢を持ち、夢を追い駆けていたい。そう思います。

あなたに夢はありますか?

その夢を見失っていませんか?

そんなあなたにおすすめしたい一冊です。





# My Best Book



マイベストブック

## 【陰翳礼讃】 谷崎潤一郎／中公文庫 高田支部 後藤 憲二

大学時代にたまたまこの本に出会いました。谷崎潤一郎の作品では、『細雪』『痴人の愛』などを知っていましたが、この本は全く知りませんでした。

書店で本を物色しているときに『陰翳礼讃』の題字に惹きつけられ、手にして初めて谷崎潤一郎の書だと知った次第です。

明治の時代に生を受け、昭和の初頭にこの本を書いたのですが、日本人の“光”と“影”に対する美意識を感じさせられた。照明は電気だという意識のあった当時は、建築に対しての“光”と“影”演出の大切さをこの本がきっかけで意識するようになり、この本に書かれている時代に建った父母のそれぞれの実家に行った際には、電気に頼らずに朝、昼、夕方と観察しました。そしてただ単に光だけでなく、電気に頼らない生活の中で培われてきた家屋計画の奥深さを感じたものです。

カナダで3年半程生活した際に、住宅の電気の使い方に関し日本と大きな差を感じました。明々とした蛍光灯の光はキッチン、ガレージやランドリーなどの作業スペースのみに使われ、その他の住居空間は電球を主に使い、ほのかな明るさで、家での生活も雰囲気が感じられるものでした。リビングは通常天井灯は設けないので、照明はスタンドライトです。読書等はテーブルライト等の手元灯で手元の明るさを確保します。

住宅の照明が仕事場の延長でどこもかしこも無意識に明るくしすぎて、味気のない雰囲気になっているとしたらどうでしょう。暗ければ見えにくいのは当たり前ですが、見えすぎて困るものもあります。明るくしすぎて見失っているものがあることに気づかない人は

多くなっていると思います。良い雰囲気をつくり、繊細な感受性を取り戻すことが必要ではないでしょうか。

この本は題字に惹きつけられましたが、CDなどもジャケットのセンスの良さからアーティストを知らなくとも購入することもあるのですが、滅多に外れることはないです。そんな経験はないですか。きっと視覚に刺激されて手にするものは、その内容もその感性を刺激するものであることが多いのかなと思います。

余談ですが、この『陰翳礼讃』には6編の文章がまとめられていますが、最後の“廁のいろいろ”もなかなか面白いですよ。

### 《読者の皆様へ》

今号よりマイベストブックというコーナーを設けました。以前、故笠木編集長が連載で書かれていました。

新しい本との出会いのきっかけになって良かったという声を最近よく耳にしました。笠木さんのように1人で連載ということはなかなか難しいので、建築士会会員の皆様より広く募集したいと考えています。

今回は、手始めに編集委員の中の3人に紹介してもらいました。次号の秋季号より是非皆さんのベストブックをご紹介ください。本の内容に関しては特に条件はありませんのでよろしくお願いします。

お問い合わせ・投稿は、各支部の編集担当委員の方へお願いします。





# MY WORK

★建物名称 奥田和彦 邸  
★建物場所 宇佐市大字別府  
★建築主 奥田 和彦  
★設計者 (株)奥田組一級建築士事務所  
奥田 和彦

★施工者 株式会社 奥田組  
★構造・面積 木造平屋 142.38m<sup>2</sup>  
★用途 専用住宅  
★設計主旨

- ① すっきりとした外観
- ② 吹抜けの化粧梁
- ③ 小屋裏を有効活用したロフト
- ④ 空間的なつながり
- ⑤ 様々な場所に収納を設けました

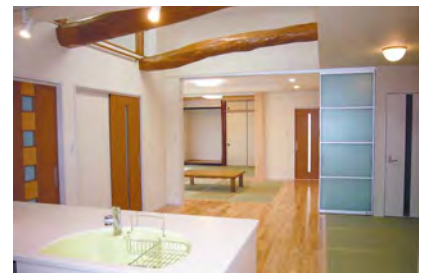
以上の条件をふまえ空間的なつながりと無駄のない間取りとしました。キッチンに立つと和室まで見通せる空間となっています。ロフトは子供が喜ぶ空間とし、ロフトの南面に明かり窓を付け、外部に面しないダイニングに光を落とす設計となっています。



南側外観



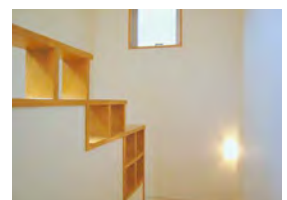
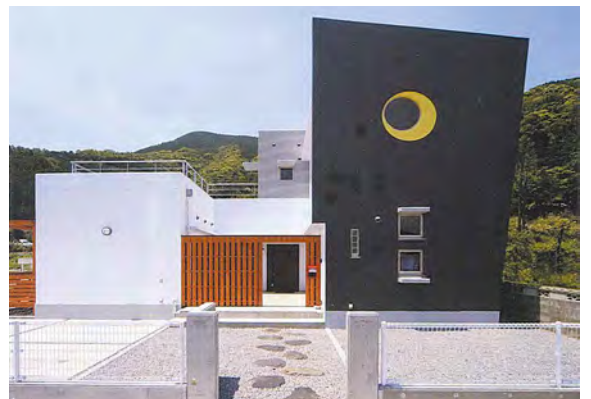
西側外観



内観

★建物名称 『月から月が観える家』  
★建物場所 大分県佐伯市蒲江大字竹野浦河内  
★建築主 宮田 弘  
★設計者 井上一則／井上一則・空間工房  
★施工者 有限会社 宮田建設  
★構造・延床面積 RC造二階建て・146.64m<sup>2</sup>  
★用途 専用住宅  
★設計主旨

モノトーンの外観で、景観を損なわないことに拘った二世帯住宅。入津湾の望める少し高台に建つこの住宅は、娘さん夫婦とご両親のために新築したものです。地域の方々が気軽に立ち寄れる縁側風ウッドデッキ、その反面防犯目的の大木戸と名付けた、上吊りの付いた木柵。RC造であるがゆえに、内部にはふんだんに木を使い、北側に配置したご両親の部屋にも、日当り+風通しの為にポーチを利用した開放感を与える工夫をした。『月から月が観える家』のコンセプト、それは娘さん世代の二階居間から、昼間は入津湾の海、夜には昇る月を観れるように、月形の窓で遊び心と、外観デザインのポイントにもしてみた。



# おおいだ建物発掘隊

## 豊後高田市編

昭和の町の素敵な銀行建築物

高田支部 後藤 憲二

豊後高田市は、近年“昭和の町”として多くの人達が訪れています。

通り沿いの昭和レトロを意識して改装したり、新築した店舗が軒を連ねていますが、その中にはほぼ原型を留めている旧共同野村銀行の建物があります。



この建物は、日清戦争後の好景気時期に豊後高田市に生まれた富豪“野村財閥”が設立した共同野村銀行が、昭和8年に本社事務所として建設したものです。

第2次世界大戦後、大分合同銀行(現在の大分銀行)に合併され、その後、西日本無尽(現在の西日本シティ銀行)が購入し高田支店として平成5年迄利用されていました。支店の移転に伴い売却されましたが、約10年間利用されずにいました。



平成16年にホテル清照が購入し、改装したのち別館として公開しています。現在は、絵画展や郷土の写真展等のギャラリーとして利用されています。

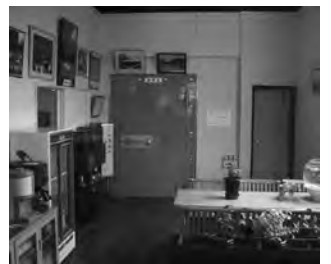
建物正面中央の入り口は、鋼製の欄間装飾を施した入り口があり、その上部には3本の装飾円柱があります。高い軒部や1階と2階の間には唐草模様と彫刻装飾が施されています。美しいシンメトリーなファサードを持つ古典主義的なデザインが印象的な建物です。



建物内部に入ると、店舗として利用されていた部分は、吹き抜けとして2階部のキャットウォークに面した窓から太陽光が燦々と降り注がれています。



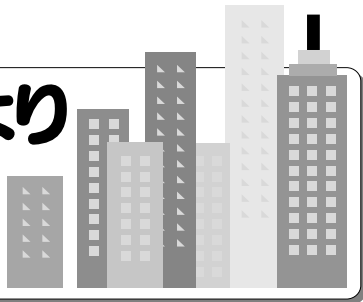
店舗部分奥には金庫室が残されています。その上部は梁や天井部を見上げることが出来ます。是非一度お出かけ下さい。





# 行政だより

大分市 都市計画課



## 「大分市景観計画」に色彩基準を追加します。

### 【大分市景観計画の変更】

大分市では、景観法に基づく「大分市景観計画」を平成19年3月に策定し、地域の景観に大きな影響を及ぼす大規模な建築物や工作物などに対して、届出が必要となっています。

景観計画は、一定の基準のもとに制限が行われていますが、このたび、建築物の屋根や外壁、工作物に対する色彩基準を追加いたします。

届出が必要な建築物や工作物には、平成21年7月1日より色彩基準が適用されますのでご注意ください。



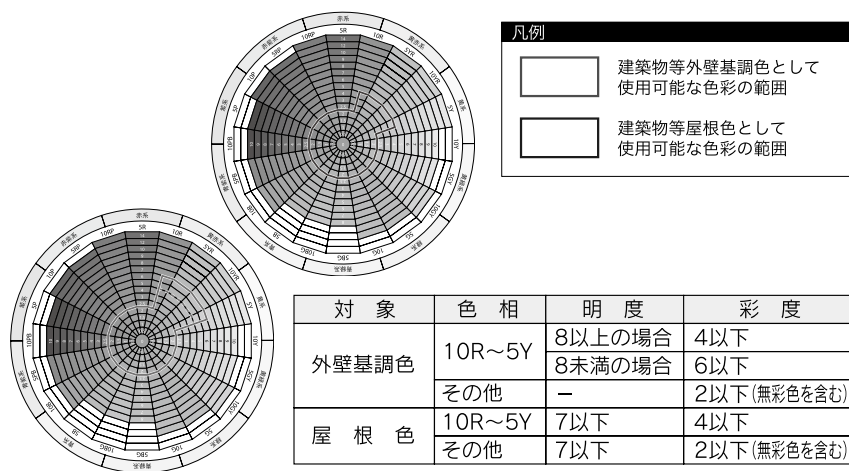
### ●景観計画における色彩の基準

色彩の基準に用いる定量的な尺度として、国際的な表色系であり、JIS規格などにも採用されている「マンセル表色系」を用い、より客観的に表記することといたします。

### ◎市域全域の色彩基準

景観法第8条第2項第3号による良好な景観の形成のための行為の制限は以下の通りです。

### 建築物の色彩の基準



### 工作物の色彩の基準



# 【大分市景観形成ガイドライン】



## ●基調色の提示

大分市景観形成ガイドラインは、「大分市景観計画」による届出対象行為の景観形成指針として用いられています。基調色を提示することにより、ガイドラインの色彩に関する部分を補完するものとし、各エリアにおける建築物や工作物等の新築（新設）や改築（改造）などに際して、望ましい色彩のあり方を示すこととします。

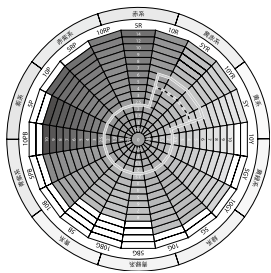
色彩誘導基準は、下記のとおりといたします。

### 臨海工業色彩ゾーン

#### 色彩誘導基準

凡例

	建築物等外壁基調色として望ましい色彩の範囲
--	-----------------------



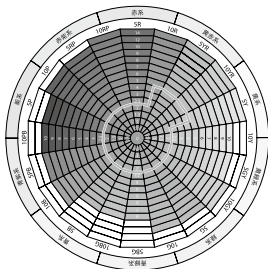
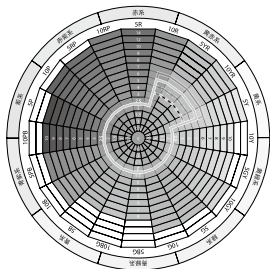
対象	色相	明度	彩度
外壁基調色	10R~5Y	8以上の場合	4以下
		4以上 8未満の場合	6以下
	その他	4以上	2以下(無彩色を含む)

### まちの色彩ゾーン

#### 色彩誘導基準

凡例

	建築物等外壁基調色として望ましい色彩の範囲
	建築物等屋根色として望ましい色彩の範囲



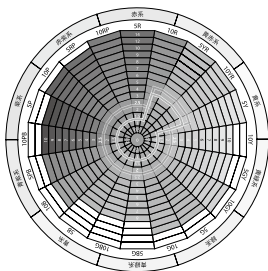
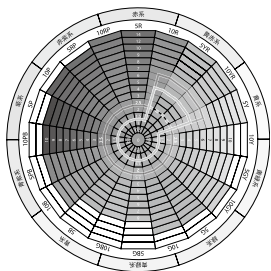
対象	色相	明度	彩度
外壁基調色	10R~5Y	8以上の場合	3以下
		8未満の場合	5以下
	その他	—	2以下(無彩色を含む)
屋根色	10R~5Y	6以下	4以下
	その他	6以下	2以下(無彩色を含む)

### みどりの色彩ゾーン

#### 色彩誘導基準

凡例

	建築物等外壁基調色として望ましい色彩の範囲
	建築物等屋根色として望ましい色彩の範囲



対象	色相	明度	彩度
外壁基調色	10R~5Y	8以上の場合	2以下
		8未満の場合	4以下
	その他	—	1以下(無彩色を含む)
屋根色	10R~5Y	6以下	3以下
	その他	6以下	1以下(無彩色を含む)

**お問い合わせ**

都市計画部 都市計画課 景観推進室      Tel (097) 537-5968      E-Mail : keikan@city.oita.oita.jp

## 「大分県二級建築士及び木造建築士の懲戒処分基準」並びに「大分県建築士事務所の監督処分の基準」の改正について

大分県では、二級・木造建築士及び建築士事務所の行う業務に係る不正行為等に厳正に対処し、業務の適正を確保することを目的として、「大分県二級建築士及び木造建築士の懲戒処分の基準」並びに「大分県建築士事務所の監督処分の基準」を定め、平成16年4月1日より施行しておりましたが、平成20年11月28日に「建築士法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第114号）が施行されたことから、建築士法の改正により新たに設けられた規定に対応した懲戒事由等を追加するなど、処分基準の改正を行いました。

改正後の基準は以下のとおりです。

### ■「大分県二級建築士及び木造建築士の懲戒処分基準」

#### 1 趣旨

本基準は、建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づく懲戒処分（以下「処分」という。）を行う場合の基準を定めることにより、二級建築士及び木造建築士の行う業務に係る不正行為等に厳正に対処し、二級建築士及び木造建築士の業務の適正を確保することを目的とする。

#### 2 用語

本基準における次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- (1)「免許取消」とは、法第10条第1項の規定に基づき行う免許の取消しをいう。
- (2)「業務停止」とは、法第10条第1項の規定に基づき行う業務停止の命令をいう。
- (3)「戒告」とは、法第10条第1項の規定に基づき行う戒告をいう。
- (4)「文書注意」とは、法第10条第1項の規定に基づく処分を行うに至らない不正行為等について、文書により必要な指導、助言又は勧告を行うことをいう。

#### 3 処分等の基本方針

二級建築士及び木造建築士の業務の適正を確保するため、二級建築士及び木造建築士が、法第10条第1項に規定する懲戒事由に該当するときは、迅速かつ厳正に処分又は文書注意（以下「処分等」という。）を行うものとする。

#### 4 処分等の基準

##### (1) 一般的基準

処分等の内容は、表1「ランク表」に掲げる懲戒事由に対応するランクを基本に、下記(2)及び(3)を勘案して処分等のランクを決定したう

えで、表3「処分区分表」によって決定するものとする。

##### (2) 複数の懲戒事由に該当する場合の取扱い

- イ 一の行為が二以上の懲戒事由(表1に掲げる懲戒事由をいう。以下同じ。)に該当する場合は、最も重い懲戒事由のランクに基づき処分等のランクを決定するものとする。
- ロ 処分等を行うべき二以上の行為について併せて処分を行う場合は、最も重い懲戒事由のランクに加重して処分等のランクを決定するものとする。  
ただし、同一の懲戒事由に該当する複数の行為については、時間的、場所的接着性や行為態様の類似性等を勘案し、単一の行為と見なしてランクを決定することができる。

##### (3) 個別事情によるランクの加重又は軽減

懲戒事由に該当する行為について、表2「個別事情による加減表」に掲げる事情があると認められるときは、同表の区分に従い、ランクを加重又は軽減することができるものとする。

##### (4) 過去に処分等を受けている場合の取扱い

過去に処分等の履歴のある者に対する処分等の内容は、上記(1)から(3)により今回相当とされる処分等のランクに、表4「過去に処分等を受けている場合の取扱表」の区分に従ってランクに加重したうえで、決定するものとする。

#### 5 その他

##### (1) 処分等の保留

司法上の捜査がなされ、又は送検、起訴等がなされた場合、懲戒事由に該当する行為について民事訴訟が係争中であり、処分等の内容の決定に当たって当該訴訟の結果等を参酌する必要がある場合その他処分等の内容を決定できない事情がある場合には、必要な間、処分等を保留することができる。

##### (2) 懲戒事由に該当する行為があった時から長期間経過している場合の取扱い

懲戒事由に該当する行為が終了して5年以上経過し、その間、何ら懲戒事由に該当する行為を行わず、建築士として適正に業務を行うなど、法令遵守の状況等が窺えるような場合は、処分等をしないことができる。ただし、行為の性質上、発覚するのに相当の期間の経過を要するような特別な事情がある場合において、当該行為の発覚から5年以内であるときは、この限りでない。なお、上記(1)により処分等の保留をした場合においては、当該保留に係る期間については考慮しないものとする。

#### 6 施行期日等

- (1)この基準は、平成21年5月1日から施行する。
- (2)大分県二級建築士及び木造建築士の処分の基準（平成16年4月1日施行）は、廃止する。

表1 ランク表

懲戒規模	懲戒事由	関係条文 (丸数字は項)	ランク	
建築関係法令違反 (建築士法第10条第1項第1号)	建築士法違反	1. 設計又は工事監理の業務範囲の逸脱	3、3の2	6
		2. 業務停止処分違反	10①	16
		3. 指定登録機関、指定試験機関又は指定事務所登録機関の秘密保持義務違反(地位を承継した者として)	10の8①、10の20③、15の5①、15の6③、26の3③	4
		4. 登録講習機関の地位の承継の届け出義務違反	10の27②、22の3②、26の5②	4
		5. 試験委員の不正行為	15の4、15の6③	4
		6. 違反設計	18①	
		(建築物の倒壊・破損、人の生命・身体への危害の発生に繋がるおそれのある技術基準規定違反の設計)		9 ~ 15
		(上記以外の違反設計)		6
		7. 工事監理不履行・工事監理不十分	18③	6
		8. 無断設計変更	19	4
		9. 設計図書の名義・押印不履行	20①	4
		10. 安全性確認証明書交付義務違反	20②	6
		11. 工事監理報告書の未提出、不十分記載等	20③	4
		12. 建築設備資格者の意見明示義務違反	20⑤	4
		13. 名義借り	20①③、20の2①②、20の3②、24①	6
		14. 名義貸し	20①③、20の2③、20の3①③、21の2、24の2	6
		15. 違反行為の指示等	21の3	6
		16. 信用失墜行為	21の4	4
		17. 定期講習受講義務違反	22の2	2
		18. 設計等の業務に関する報告書未提出	23の6	4
		19. 無登録業務	23、23の10	4
20. 虚偽・不正事務所登録	23の2	4		
21. 事務所変更届懈怠、虚偽報告	23の5①	4		

建築関係法令違反 (建築士法第10条第1項第1号)	建築士法違反	22. 管理建築士不設置	24①②	4
		23. 管理建築士事務所管理不履行	24③	4
		24. 再委託の制限違反	24の3	4
		25. 事務所の帳簿不作成、不保存	24の4	4
		26. 事務所標識非掲示	24の5	4
		27. 業務実績等の書類の据置き、閲覧義務違反、虚偽記入	24の6	4
		28. 重要事項説明義務違反	24の7①	4
		29. 建築士免許証等の不提示	24の7②	4
		30. 業務委託等の書面の交付義務違反	24の8	4
		31. 事務所閉鎖処分違反	26②	16
		32. 事務所報告、検査義務違反	26の2	4
		33. 建築士審査会委員の不正行為	32	4
		(建築士法第10条第1項第1号)	建築基準法違反	34. 設計、構造設計、設備設計、工事監理規定違反
35. 無確認工事等	6、7の3			6
36. 違反工事	各条項			6
37. 工事完了検査申請等懈怠	7、7の3			4
38. 是正命令等違反	9			6
39. 確認表示非掲示	89①			4
(建築士法第10条第1項第2号)	不誠実行為	上記以外の建築関係法令違反		3 ~ 6
		41. 虚偽の確認通知書等の作成又は同行使		6
		42. 無確認着工等容認		4
		43. 虚偽の確認申請等		6
		44. 工事監理者欄等虚偽記入		6
		45. 管理建築士専任違反		4
		46. 管理建築士への名義貸し		6
		47. 重要事項説明の欠落		4
		48. その他の不誠実行為		1 ~ 6

(注) 上表に具体の記載のない行為については、上表中の最も類似した行為の例によること。



表2 個別事情による加減表

項目	内容	加減・軽減
行為者の意識	重大な悪意あるいは害意に基づく行為	+3ランク
	行為を行うにつきやむを得ない事情がある場合	-1~-3ランク
行為の態様	違反行為等の内容が軽微であり、情状をくむべき場合	-1~-3ランク
	暴力的行為又は詐欺的行為	+3ランク
	法令違反等の状態が長期にわたる場合	+3ランク
是正等の対応	常習的に行っている場合	+3ランク
	速やかに法令違反等の状態の解消を自主的に行った場合	-1ランク
	処分の対象となる事由につき自主的に申し出てきた場合	-1ランク
社会的影響	刑事訴追されるなど社会的影響が大きい場合	+3ランク
その他	上記以外の特に考慮すべき事情がある場合	適宜加減

表3 処分区分表

処分等のランク	処分等の内容
1	文書注意
2	戒告
3	業務停止1月未満
4	業務停止1月
5	業務停止2月
6	業務停止3月
7	業務停止4月
8	業務停止5月
9	業務停止6月
10	業務停止7月
11	業務停止8月
12	業務停止9月
13	業務停止10月
14	業務停止11月
15	業務停止12月
16以上	免許取消

※業務停止期間については、暦に従うものとする。

表4 過去に処分等を受けている場合の取扱表

過去処分等 今回相当処分等	過去処分等			
	文書注意 (ランク1)	戒告 (ランク2)	業務停止 (ランク3~15)	免許取消 (ランク16以上)
文書注意(ランク1)	+1ランク			
戒告(ランク2)	( +2 ) ランク	+3ランク (+4ランク)		
業務停止 (ランク3~15)				
免許取消 (ランク16以上)	免許取消			

( )は過去の処分の懲戒事由が今回の懲戒事由と同じ場合

(注1) 過去の処分等の懲戒事由が今回の懲戒事由と同じ場合は、上表中の( )のランクを今回相当とされる処分等のランクに加重する。ただし、過去の懲戒事由が表1のランク6以上に該当し、今回も同表のランク6以上に該当する場合は、免許取消を行うものとする。

(注2) 過去の処分等が今回の懲戒事由となる行為から5年より前である場合は、上表中のランクを1ランク軽減し加重するものとする。ただし、過去の懲戒事由が表1のランク6以上に該当する場合は、軽減しない。

備考

- 「建築関係法令」とは、建築士法及び建築に関する他の法律並びにこれらに基づく命令及び条例の規定をいい、建築物を建築するに当たって守らなければならない法令で、建築士法及び建築基準法その他、消防法、宅地造成規制法、都市計画法及び建設業法等の建築関係規定を指す。
- 「建築関係法令違反」とは、建築士の業務の遂行に当たって建築関係法令に違反する場合の他、施工者、建築主等として違反した場合及びそれらの共犯等に相当する場合を含む。
- 懲戒事由の説明  
表1のランク表に列挙しているものの説明については、概ね次のとおりである。

(1) 建築士法違反

- 設計又は工事監理の業務範囲の逸脱**  
二級建築士及び木造建築士が、建築士法に定める業務範囲を超えて設計又は工事監理をした場合
- 業務停止処分違反**  
建築士が、業務停止処分に違反した場合
- 指定登録機関、指定試験機関又は指定事務所登録機関の秘密保持義務違反**  
建築士である指定登録機関、指定試験機関若しくは指定事務所登録機関の役職員又はこれらであった者が、秘密を漏らした場合
- 登録講習機関の地位の承継の届け出義務違反**  
建築士である登録講習機関の承継者が、地位の承継の届け出を行わなかった場合
- 試験委員の不正行為**  
建築士である試験委員が、試験に関し不正な行為をした場合
- 違反設計**  
法令又は条例の定める建築物に関する基準に違反する設計を行った場合
- 工事監理不履行・工事監理不十分**  
法に定める工事監理を十分に行わず、あるいは工事が設計図書のとおりに行われていないと認められたにもかかわらず、工事施工者に注意せず、また工事施工者がこれに従わないにもかかわらず、建築主に報告しなかった場合
- 無断設計変更**  
他の建築士の設計をその者の承諾なく変更したような場合



## 9. 設計図書の記名・押印不履行

建築士が、その作成した設計図書に記名及び押印をしなかった場合

## 10. 安全性確認証明書交付義務違反

構造計算書によって建築物の安全性を確かめていないのに、虚偽の証明書を交付したような場合

## 11. 工事監理報告書の未提出、不十分記載等

工事監理報告書を提出しなかった場合及びこれに虚偽の記入又は不十分な記入をした場合

## 12. 建築設備資格者の意見明示義務違反

建築設備資格者の意見を聴いたにもかかわらず、その旨設計図書、工事監理報告書等に明らかにしなかった場合

## 13. 名義借り

建築士が、他の建築士の承諾を得て、あるいは無断で、当該建築士の名義を借用し、建築確認申請書等における申請代理人、設計者、工事監理者等として記載することや、建築士事務所の開設者や管理建築士として使用したような場合

## 14. 名義貸し

建築士が、業務を行う意思がないにもかかわらず、自己の建築士としての名義を、建築確認申請書等における申請代理人、設計者、工事監理者等として記載することや、建築士事務所の開設者として使用することを許したような場合

## 15. 違反行為の指示

建築士が、建築基準法等に違反する行為について指示をし、相談に応じ、その他これらに類する行為をしたような場合

## 16. 信用失墜行為

建築士が、建築士の信用又は品位を害するような行為をした場合

## 17. 定期講習受講義務違反

建築士が、受講に係る注意を無視する、受講を拒否する等の悪質な態様で定期講習を受講しなかった場合、特段の理由もなく繰り返し一定期間内に定期講習を受講しなかった場合など、定期講習を受講しなかった場合

## 18. 設計等の業務に関する報告書未提出

建築士たる建築士事務所の開設者が、設計等の業務に関する報告書を提出しなかった場合

## 19. 無登録業務

建築士事務所の登録を受けず又は更新の登録を受けず、他人の求めに応じて報酬を得て設計、工事監理等の業務を行った場合

## 20. 虚偽・不正事務所登録

建築士たる登録申請者が、虚偽又は不正の事実に基づいて建築士事務所登録を受けた場合

## 21. 事務所変更届懈怠、虚偽報告

建築士たる建築士事務所の開設者が、建築士事務所の変更の届出を怠った場合又は虚偽の変更届を行った場合

## 22. 管理建築士不設置

建築士たる建築士事務所の開設者が、専任の管理建築士をおかなかつた場合、又は管理建築士講

習を受講していない者を管理建築士としておいていた場合

## 23. 管理建築士事務所管理不履行

専任の管理建築士が、事務所管理を行わなかったような場合

## 24. 再委託の制限違反

建築士たる建築士事務所の開設者が、委託を受けた設計又は工事監理業務を、建築士事務所の開設者以外の者に委託した場合建築士たる建築士事務所の開設者が、委託を受けた一定の規模以上の共同住宅等の設計又は工事監理業務を、それぞれ一括して他の建築士事務所の開設者に委託した場合

## 25. 事務所の帳簿不作成、不保存

建築士たる建築士事務所の開設者が、帳簿等を作成せず、又は保存しなかった場合

## 26. 事務所標識非掲示

建築士たる建築士事務所の開設者が、建築士事務所の標識を掲示しなかった場合

## 27. 業務実績等の書類の備置き、閲覧義務違反、虚偽記入

建築士たる建築士事務所の開設者が、建築士事務所の業務実績、管理建築士の実務経験等を記載した書類を備え置かず、又は閲覧をさせなかった場合

## 28. 重要事項説明義務違反

建築士たる建築士事務所の開設者が、設計又は工事監理を受ける際、建築主に対し、管理建築士等をして、契約内容及び履行に関する事項について、書面を交付して説明をさせなかった場合

## 29. 建築士免許証等不提示

管理建築士等が、重要事項の説明の際、建築士免許等を提示しなかった場合

## 30. 業務委託等の書面の交付義務違反

建築士たる建築士事務所の開設者が、建築主から設計又は工事監理の委託を受けたにもかかわらず、必要な事項を記載した書面を建築主に交付しなかった場合

## 31. 事務所閉鎖処分違反

建築士が、建築士事務所の閉鎖処分に違反した場合

## 32. 事務所報告、検査義務違反

建築士たる建築士事務所の開設者あるいは管理建築士が、建築士事務所に対する報告の求めに応じず、又は検査を拒んだ場合

## 33. 建築士審査会委員の不正行為

建築士たる建築士審査会委員又は試験委員が、その事務の施行に当たって不正の行為をした場合

## (2) 建築基準法違反

## 34. 設計、構造設計、設備設計、工事監理規定違反

建築士たる建築主あるいは施工者が、建築士の設計、構造設計一級建築士の構造設計若しくは確認した構造設計、設備設計一級建築士の設備設計若しくは確認した設備設計、又は工事監理者によらなければならない工事をこれによらずにした場合

### 35. 無確認工事等

建築士たる建築主あるいは施工者が、無確認で工事を行った場合又は必要な中間検査合格証の交付を受けずに工事を続行した場合

### 36. 違反工事

建築士たる建築主あるいは施工者が、建築基準関係規程に違反する工事を行った場合

### 37. 工事完了検査申請等懈怠

建築士たる建築主が、工事完了検査等の申請をしなかった場合

### 38. 是正命令等違反

建築士が、建築主、施工者、現場管理者等として受けた是正命令・工事停止命令等に違反した場合

### 39. 確認表示非掲示

建築士たる施工者が、確認の表示をしなかった場合

(3) 不誠実行為

### 41. 虚偽の確認通知書等の作成又は同行使

建築士が、虚偽の確認通知書等を作成し、何らかの目的をもって対外的に使用した場合

### 42. 無確認着工等容忍

建築に関する手続の代理を行う建築士あるいは建築士たる工事監理者が、無確認で工事が行われること又は必要な中間検査合格証の交付を受けずに工事が続行されることを容認したような場合

### 43. 虚偽の確認申請等

実際に建築する内容と異なる建築計画により確認申請をした場合や虚偽の中間検査又は完了検査を申請した場合

### 44. 工事監理者欄等虚偽記入

工事監理者に就任する意思がないあるいはその意思があっても建築主と工事監理者に就任することの合意が全くないにもかかわらず、確認申請書・工事完了検査申請書等の工事監理者欄に自己の名称を記入する等、確認申請書等に虚偽の記入をした場合

### 45. 管理建築士専任違反

管理建築士が、業務を専任で行わなかった場合

### 46. 管理建築士への名義貸し

建築士が、業務を行う意思がないにもかかわらず、自己の建築士としての名義を管理建築士として使用することを許したような場合

### 47. 重要事項説明の欠落

管理建築士等が、重要事項の説明をしない又は行ったが不十分な場合

## ■「大分県建築士事務所の監督処分の基準」

### 1 趣旨

本基準は、大分県知事登録を受けている建築士事務所（以下「建築士事務所」という。）の開設者等に対して、建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第26条第1項又は2項の規定に基づく監督処分（以下「処分」という。）を行う場合

の基準を定めることにより、建築士事務所の行う業務に係る不正行為等に厳正に対処し、建築士事務所の業務の適正を確保することを目的とする。

## 2 用語

本基準における次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- (1)「登録取消」とは、法第26条第1項又は第2項の規定に基づき行う登録の取消しをいう。
- (2)「閉鎖」とは、法第26条第2項の規定に基づき行う閉鎖の命令をいう。
- (3)「戒告」とは、法第26条第2項の規定に基づき行う戒告をいう。
- (4)「文書注意」とは、法第26条第2項の規定に基づく処分に至らない不正行為等について、文書により必要な指導、助言又は勧告を行うことをいう。

## 3 処分等の基本方針

建築士事務所の業務の適正を確保するため、建築士事務所の開設者等が、建築士法第26条第1項又は第2項に規定する処分事由に該当するときは、迅速かつ厳正に処分等（処分及び文書による注意をいう。）を行うものとする。

## 4 監督処分等の基準

### (1) 一般的基準

処分等は、表1により行うものとする。

### (2) 複数の懲戒事由に該当する場合の取扱い

二以上の処分事由に該当する行為があった場合は、最も処分等の程度が重いと考えられる行為につき相当である処分等を適宜加重して処分等を行うものとする。（例えば、文書による注意の場合は戒告とし、戒告の場合は閉鎖とし、閉鎖の場合は閉鎖期間の延長又は登録の取消とする等。）

### (3) 個別事情によるランクの加重

違反の結果が重大であるとき（違反により、建築物の倒壊、破損が生じた場合又は人の死傷が生じた場合）は、適宜加重して処分を行うものとする。

### (4) 過去に処分等を受けている場合の取扱い

過去に処分等（文書による注意にあっては、5年を経過しないものに限る。）を受けた建築士事務所の開設者等に対しては、表2の基準により処分等を行うものとする。

## 5 処分等に伴う措置

- (1) 建築士事務所の開設者に対して処分を行うに当たっては、本人（法人である場合は、その代表者）及び管理建築士を出頭させ、処分等の理由を具体的に指摘して、今後不適切な行為のないよう厳に説諭するものとする。
- (2) 建築士事務所の開設者に対して戒告以外の処分を行った場合は、当該処分に対する違反がないよう監視し、違反があった場合は、告発するものとする。

## 6 施行期日等

この基準は、平成21年5月1日から施行する。

表1 基準表

建築士法		処分事由対象者	処分事由	処分内容
第26条	第1項	開設者	第1号 虚偽又は不正の事実に基づいて建築士事務所の登録を受けたとき	登録の取り消し
			第2号 建築士事務所の登録の拒否事由(法第23条の4第1項該当号)に該当するに至ったとき	
			第3号 廃業の届出をしなければならぬ事実が発生したにもかかわらず、届出がなされていないとき	
	第2項	開設者※1	第8条第1号 禁錮以上の刑に処せられたとき	閉鎖/登録の取り消し
			第8条第2号 建築士法に違反、または建築物の建築に関する罪を犯して罰金の刑に処せられたとき	文書注意/戒告/閉鎖/登録の取り消し※2
			第8条第3号 法第10条第1項の規定により免許を取り消され5年を経過していないとき※3	閉鎖/登録の取り消し
		第23条の4第2項第1号 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が第8条各号に該当するに至ったとき		
		第23条の4第2項第2号 法人でその役員が第8条各号に該当するに至ったとき		
		第23条の4第2項第3号		
		第2号	当該建築士事務所に関する事項の変更届出を怠ったり又は虚偽の届出をしたとき	文書注意/戒告/閉鎖
第3号	業務に関する図書保存義務、標識揭示義務、重要事項の説明義務又は書面の交付義務等(法第24条の2～法第24条の8)に違反したとき			
第4号	管理建築士	業務停止又は免許取り消しの処分(第10条第1項の規定による処分)を受けたとき	閉鎖/登録の取り消し※4	
第5号	所属建築士	その属する建築士事務所の業として行った行為により処分を受けたとき	文書注意/戒告/閉鎖※5	
第6号	管理建築士	その資格ではできない建築物の設計又は工事監理をしたとき	戒告/閉鎖	

第26条	第2項	第7号	所属建築士	その資格ではできない建築物の設計又は工事監理をしたとき	戒告/閉鎖
		第8号	建築士事務所に所属する者	建築士でない者がその属する建築士事務所の業として建築士でなければできない建築物の設計又は工事監理をしたとき	
		第9号	開設者管理建築士	閉鎖命令に違反したとき	登録の取り消し
		第10号	開設者	開設者がその業務に関し不正な行為をしたとき	文書注意/戒告/閉鎖/登録の取り消し

- ※1 ここでの「開設者」には、開設者が営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合にはその法定代理人を含む。また、開設者が法人である場合はその役員を含む。
- ※2 「大分県二級建築士及び木造建築士の懲戒処分の基準」により、建築士に対して行われる懲戒処分に準じて処分内容を決定する。例えば、建築士に対する処分が業務停止の場合はその期間に対応した事務所の閉鎖とし、免許取り消しの場合は、事務所の登録の取り消しとする。
- ※3 法第10条第1項の規定により免許を取り消され、法8条第1項第3号の規定により免許を与えられなかった場合。
- ※4 管理建築士に対して行われた懲戒処分に準じて処分内容を決定する。
- ※5 所属建築士に対して行われた懲戒処分の内容、当該懲戒処分に係る行為の当該建築士事務所の業務における位置付け等を勘案して処分内容を決定する。

表2 過去に処分等を受けている場合の取扱い表

処分事由	処分内容
1 表1の基準により文書注意が相当であるとき (1)過去に一度処分等を受けているとき (2)過去に二度処分等を受けているとき	戒告 閉鎖
2 表1の基準により戒告が相当であるとき (1)過去に一度処分等を受けているとき (2)過去に二度処分等を受けているとき	3月以内の閉鎖 3月以上1年以内の閉鎖又は登録取り消し
3 表1の基準により閉鎖が相当であるとき	相当である閉鎖期間に3月以上の期間を加えた期間の閉鎖又は登録取り消し
4 表1の基準により登録取り消しが相当であるとき	登録取り消し



## 事務局だより

### 【行事報告】

#### ■第22回サマーセミナーin津久見

日時 平成21年1月17日  
場所 津久見市民会館  
参加 78名  
テーマ 「白いダイヤの輝く港町で  
くつろぎのひと時を」

#### ■九州パッションin長崎

日時 平成21年2月7日  
場所 長崎市 長崎県総合福祉センター大会議室  
参加 64名

#### ■建築士定期講習会

日時 平成21年2月17日  
場所 大分県教育会館 多目的ホール  
出席 393名

#### ■第3回女性建築士住宅セミナー

日時 平成21年2月29日  
場所 大分文化会館 第1小ホール  
参加 30名  
内容 講演会・ワークショップ  
講師 安達 由美子氏（祖峰女性林研グループ会長）  
戸高 禮子氏（服飾デザイナー）  
梶原 純子氏

### 【会議報告】

#### ■第8回三役会

日時 平成21年2月2日  
場所 建築構造技術センター  
出席 8名  
議題 1) 収支状況について  
2) 一級建築士諸届けの受付及び定期講習について  
3) 建築構造技術センターについて  
4) 県及び防災推進協議会からの依頼について

#### ■第3回CPD・専攻建築士制度特別委員会

日時 平成21年3月3日  
場所 事務局  
出席 5名  
議題 CPD・専攻建築士の更新申請について

#### ■昇降機特別委員会

日時 平成21年3月5日  
場所 事務局  
出席 8名  
議題 1) 定期検査報告について  
2) 収支状況報告  
3) 平成21年度総会について

#### ■専攻建築士審査委員会

日時 平成21年3月10日  
場所 コンパルホール  
出席 7名

#### ■おおいた地域貢献・まちづくり活動センター委員会

日時 平成21年3月12日  
場所 事務局  
出席 5名  
議題 1) 助成対象事業について  
2) 21年度事業について

#### ■三役会

日時 平成21年3月25日  
場所 建築構造技術センター  
出席 8名  
議題 1) 本会計の収支状況  
2) 特別会計の収支状況説明  
3) 収支の今年度の対応について

#### ■編集委員会

日時 平成21年3月28日  
場所 コンパルホール  
出席 12名  
議題 『建築士おおいた』105号の編集について

### 【建築士会連合会関係】

#### ■第18回まちづくり会議

日時 平成21年1月30日～31日  
場所 (社)東京建築士会会議室  
出席 松崎委員（まちづくり推進協議会）  
議題 事例報告、分科会、全体討論



■定期講習講師のための講習会

日時 平成21年2月4日  
 場所 大阪府  
 出席 事務局長  
 内容 講習の位置づけ、目的、概要、講義の時間配分等

議題 1) 平成20年度事業報告・平成21年度事業計画及び予算(案)  
 2) 研究集会報告及び「建築士の集い」の事業計画等

■全国青年委員長会議

日時 平成21年3月6日～7日  
 場所 (社)東京建築士会会議室  
 出席 江上幹事、板井幹事  
 内容 基調講演、グループディスカッション

■青年建築士協議会・女性建築士協議会運営委員会

日時 平成21年2月7日  
 場所 長崎市  
 出席 後藤青年部相談役、岐部青年部会長、江上青年部幹事、阿南女性部会長、中道女性副部会長  
 議題 1) パッションin長崎大会について  
 2) 「建築士の集い」鹿児島大会進捗状況について  
 3) パッションin宮崎大会の進捗状況について

【九州ブロック会関係】

■会長会議

日時 平成21年2月6日  
 場所 長崎市  
 出席 芳山会長

## 新 会 員 紹 介

(平成20年9月～12月入会)

支 部	氏 名	勤 務 先 (所在地)	電 話
高 田	安藤 一夫	佐々木建設(株)：豊後高田市来縄2870番地	(0978)24-1115
高 田	肉丸 建樹	(株)中村建材店：豊後高田市高田2145番地1	(0978)22-2307
大 分	今村 敬太	(株)溝口組：大分市金池町3丁目3番11号	(097)533-0131
大 分	井 俊彦	(株)溝口組：大分市金池町3丁目3番11号	(097)533-0131
大 分	佐藤 勉	(株)溝口組：大分市金池町3丁目3番11号	(097)533-0131
大 分	小坂 覚	(有)にちふじ工務店：大分市明野高尾3丁目20-7	(097)556-5818
大 分	軸丸 達也	(有)エイチエム建築企画室：大分市中島中央2-1-6	(097)538-2028
大 分	池松 幸雄	池松一級建築士事務所：大分市三佐2丁目2番1号	(097)521-1888
大 分	石川 孝弘	DAN設計室一級建築士事務所：大分市大字野津原903-1	(097)588-5057
大 分	河野 一郎	梅林建設(株)：大分市舞鶴町1-45-35 (大分三井ビル)	(097)534-4151
大 分	伊東 栄吉	梅林建設(株)：大分市舞鶴町1-45-35 (大分三井ビル)	(097)534-4151
大 分	高村 郁	梅林建設(株)：大分市舞鶴町1-45-35 (大分三井ビル)	(097)534-4151
大 分	谷口 富雄	梅林建設(株)：大分市舞鶴町1-45-35 (大分三井ビル)	(097)534-4151

支 部	氏 名	勤 務 先 (所在地)	電 話
佐賀関	森迫 清憲	(株)セキ土建：大分市大字佐賀関4-3341-4	(097)575-1120
臼 杵	首藤 徹	(有)首藤建設：臼杵市前田1253	(0972)63-7828
津久見	塚本 清貴	(有)塚本建設：津久見市志手町2-7	(0972)82-4320
津久見	松田 恭子	(有)野崎建築：津久見市大字網代4266-3	(0972)84-9546
三 重	甲斐啓一朗	中九州テクニクス(株)：大分市高砂町1-30-905	(097)537-2510
竹 田	斉藤 三己	(株)友岡建設：竹田市大字会々2808-5	(0974)63-3075
日 田	山下 智	(株)YSデザイン：日田市田島本町5-15	(0973)24-4858
日 田	柳川 武夫	(有)深見工務：日田市中ノ島町985	(0973)22-3289
日 田	吉長 康彦	(株)YSデザイン：日田市田島本町5-15	(0973)24-4858
中 津	板井 優也	豊建設工業(株)：中津市大字是則1306番地	(0979)32-7878
中 津	吉田 和彦	大分県立工科短期大学校：中津市東浜407-27	(0979)23-9924

(平成21年1月～3月入会)

支 部	氏 名	勤 務 先 (所在地)	電 話
別 府	太田 ゆり	(株)桜住デザイン：別府市山の手町15-35 日栄会館ビル101号	(0977)23-1525
大 分	三重野一夫	梅林建設(株)：大分市舞鶴町1-45-35 (大分三井ビル)	(097)534-4151
大 分	河野 一輝	(株)佐伯建設：大分市中島西3-5-1	(097)536-1538
三 重	井上 文昭	恵藤建設(株)：豊後大野市千歳町長峰1579-1	(0974)37-2135
日 田	吉田 正浩	(株)川浪組：日田市大字友田3725	(0973)22-6145

## 編集委員会では みなさんの投稿を待っています。

絵・スケッチ・CG・詩・短歌・俳句・随想なんでも結構です。あなたの知られざる才や技を御披露いただきたいのです。

各支部の編集委員までおとどけください。本部に直接送ってくださってもかまいません。よろしくお願い致します。

#### 広報委員

担当副会長	〈臼杵〉	三重野	元	良
委員長	〈大分〉	宮崎	隆	博
副委員長	〈大分〉	中園	幸	治
委員	〈大分〉	亀谷	芳	久
	〈大分〉	都瑠	淳	一
	〈国東〉	上野	貢	一
	〈別府〉	河村	靖	登
	〈臼杵〉	板井	達	巳
	〈三重〉	岡部	文	広
	〈玖珠〉	須賀	高	一
	〈日田〉	日高	淳	忠
	〈中津〉	中尾	忠	廣

#### 編集委員

委員長	〈高田〉	後藤	憲	二
副委員長	〈大分〉	岐部	和	久
	〈宇佐〉	渡辺	賢	一
	〈臼杵〉	赤嶺	竜	一
委員	〈国東〉	野田	忠	博
	〈別府〉	工藤	圭	介
	〈大分〉	伊東	幸	子
	〈大分〉	川野	将	弘
	〈大分〉	太田	鮎	美
	〈大分〉	高山	尚	文
	〈佐賀〉	川口	正	壽
	〈津久見〉	大村	嘉	二
	〈佐伯〉	寺前	智	佐
	〈佐伯〉	中田	康	仁
	〈三重〉	後藤	勝	吉
	〈竹田〉	志賀	泰	憲
	〈玖珠〉	白地	弘	三
	〈日田〉	櫻木	増	治
	〈中津〉	山		

## 建築士大分

2009.5 No. 105

(非売品)

平成21年 5月20日 印刷

平成21年 5月25日 発行

編集／発行所  
社団法人

大分県建築士会  
〒870-0022

大分市大手町2丁目2-7田原ビル2F

TEL 097-532-6607

FAX 097-532-6635

印刷所／いづみ印刷株式会社 大分市高江西1丁目4323番25号 TEL (097) 535-8655

# 建築士

# おおいた

本・支部名	〒	事務局所在地	TEL
高田	879-0605	豊後高田市御玉199	0978-24-0418
国東	873-0503	国東市国東町安国寺718	0978-72-2887
別府	874-0845	別府市大字鶴見字角田3220-3 別府建築士事務所会館	0977-67-4488
本部・大分	870-0022	大分市大手町2-2-7 田原ビル2F	097-532-6607
佐賀関	879-2201	大分市大字佐賀関3068 高島建設(株)内	097-575-0116
臼杵	875-0082	臼杵市稲田中尾下1000-1 (有)みえのブロック内	0972-63-6695
津久見	879-2445	津久見市井無田町3-9 津久見建設(株)内	0972-82-5291
佐伯	876-0813	佐伯市長島町1-3-11	0972-23-6099
三重	879-7131	豊後大野市三重町市場2区	0974-22-6606
竹田	878-0026	竹田市大字飛田川1618-6	0974-62-3711
玖珠	879-4412	玖珠郡玖珠町大字山田291-2 サンホーム(株)内	0973-72-0023
日田	877-0025	日田市田島1-7-43-1F 102 (有)藤原設計内	0973-24-6022
中津	871-0024	中津市中央町1-5-24 中津建築会館	0979-24-3597
宇佐	879-0453	宇佐市上田931-3 宇佐建設会館内	0978-33-3395
本部	<a href="http://www.oita-shikai.or.jp/">http://www.oita-shikai.or.jp/</a>		
高田支部	<a href="http://www2.ocn.ne.jp/~o-takada/">http://www2.ocn.ne.jp/~o-takada/</a>		
国東支部	<a href="http://www18.ocn.ne.jp/~ksikai/">http://www18.ocn.ne.jp/~ksikai/</a>		
別府支部	<a href="http://www.beppu-yukemuri.com">http://www.beppu-yukemuri.com</a>		
大分支部	<a href="http://homepage2.nifty.com/k-shikai-oita/oitasibu/">http://homepage2.nifty.com/k-shikai-oita/oitasibu/</a>		
佐賀関支部	<a href="http://www.d-b.ne.jp/sekisibu/">http://www.d-b.ne.jp/sekisibu/</a>		
臼杵支部	<a href="http://www.bungo.or.jp/usk_shikai/syoukai.htm">http://www.bungo.or.jp/usk_shikai/syoukai.htm</a>		
津久見支部	<a href="http://www.bungo.or.jp/t-shikai/">http://www.bungo.or.jp/t-shikai/</a>		
佐伯支部	<a href="http://www.geocities.jp/o_s_kentikusi/">http://www.geocities.jp/o_s_kentikusi/</a>		
三重支部	<a href="http://www16.plala.or.jp/sok-mie/">http://www16.plala.or.jp/sok-mie/</a>		
竹田支部	<a href="http://ww61.tiki.ne.jp/~kentikusi-ta/index.htm">http://ww61.tiki.ne.jp/~kentikusi-ta/index.htm</a>		
玖珠支部	<a href="http://homepage3.nifty.com/ken-kusu/">http://homepage3.nifty.com/ken-kusu/</a>		
日田支部	<a href="http://www.d-b.ne.jp/ken-hita/index.htm">http://www.d-b.ne.jp/ken-hita/index.htm</a>		
中津支部	<a href="http://kentikusi-nakatu.net/">http://kentikusi-nakatu.net/</a>		
宇佐支部	<a href="http://www.d-b.ne.jp/usasikai/">http://www.d-b.ne.jp/usasikai/</a>		

**会員増強にご協力を！**

～会員二人で、一人の入会勧誘を～  
目標3,000人突破



社団法人 大分県建築士会